型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―1697	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ18Ａ02	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊞Ｇ―1698	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ18Ａ03	〃
㊞Ｇ―1699	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ20Ａ01	〃
㊞Ｇ―2068	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ18Ａ20	〃
㊞Ｇ―2069	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＲ20Ａ20	〃

○国土交通省告示第千十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年十月十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ―1754	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＶＱ25―７Ｖ36Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊞Ｇ―2104	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＶＱ25―７Ｖ36Ｂ	〃
㊞Ｇ―2352	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＶＱ25―７Ｖ36Ｃ	〃

○国土交通省告示第千十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年十月十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43―104Ｒ―000002	再帰性反射材　Ｎｉｐｐｏｎ　Ｃａｒｂｉｄｅ　Ｉｎｄ.　93504	日本カーバイド工業株式会社　東京都港区港南二丁目11番19号

○国土交通省告示第千十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十六年十月十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
農3232	ヤンマー　ＫＤ　Ｐ―83Ｂ	ヤンマー株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

○国土交通省告示第千十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十一条の三第一項の規定により、平成二十六年八月五日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十六年十月十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ―340	ヤマハ　ＪＢ　Ｋ―ＲＧ10Ｊ	オートバイ	ヤマハ　Ｇ　401Ｅ	0.249	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台11番４号
公住63―250
債務者　藁谷　　陵
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町３丁目１番21号コーポエレガンス102
債務者　長田　琴恵
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市本吉町津谷松尾36番地２
債務者　門澤あゆ子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第４８号
福島県二本松市油井字松葉48番地１
債務者　藤巻　祥子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
　福島地方裁判所

平成２６年（フ）第７２号
群馬県桐生市新里町新川3186番地８　ヒルサイドテラスＣ―201
債務者　田代　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
　前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２５９号
金沢市御供田町ハ45番地３、従前の住所石川県河北郡津幡町字御門ろ19番地４
債務者　佐々木比呂志
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６９号
金沢市中村町21番18号　メゾンドエスポアール303号、従前の住所石川県小松市白江町ロ80番地１、従前々の住所石川県小松市月津町な118番地１、従前々々の住所福井市豊岡１丁目８番10号、従前々々々の住所福井市灯明寺３丁目4515番地
債務者　竹内　佐織
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７３号
長野県松本市両島21番６号
債務者　畠山　　正
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
　長野地方裁判所松本支部